

防衛庁訓令第21号
航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令を
次のように定める。

昭和30年3月30日

防衛庁長官 杉原 荒太

航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令

改正 昭和30年10月17日 庁訓第68号
昭和31年4月16日 庁訓第21号
昭和31年10月25日 庁訓第60号
昭和40年3月30日 庁訓第21号
昭和42年8月4日 庁訓第19号
昭和52年11月14日 庁訓第37号
昭和59年6月30日 庁訓第37号
平成5年3月23日 庁訓第7号
平成6年11月8日 庁訓第57号
平成10年3月25日 庁訓第12号
平成14年3月18日 庁訓第4号
平成19年1月5日 庁訓第1号
平成21年12月25日 省訓第66号
平成22年6月30日 省訓第29号
平成23年4月1日 省訓第16号
平成27年10月1日 省訓第39号
平成27年12月10日 省訓第54号
平成30年6月25日 省訓第34号
令和2年9月30日 省訓第59号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 航空従事者技能証明（第3条－第6条）
第3章 計器飛行証明（第7条－第10条）
第4章 雑則（第11条－第15条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、隊員（自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学の学生、陸上自衛隊高等工科学学校の生徒、非常勤の者及び臨時的任用の者を除く。以下同じ。）の航空業務に関する技能の基準としての航空従事者技

能証明及び計器飛行証明の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(航空業務)

第2条 この訓令において航空業務とは、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機であつて、自衛隊の使用するものをいう。以下本則において同じ。）に乗り組んで行う次に掲げる第1号から第5号までの業務及び航空機に乗り組んで又は乗り組まないで行う第6号の業務をいう。

(1) 操縦

(2) 航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出（以下「航法」という。）

(3) 航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技能操作（以下「通信」という。）

(4) 発動機及び機体の取扱（操縦装置の操作を除く。以下「機上整備」という。）

(5) 偵察、射撃、爆撃その他防衛大臣の指定する業務（防衛大臣の指定する航空機に乗り組んで行うものに限る。以下「偵察等」という。）

(6) 整備（簡単な保守予防作業としての緊度又は間隙の調整及び複雑な結合作用を伴わない規格部品の交換を除く。以下本号中において同じ。）を行つた若しくは改造を行つた航空機について、それが航空の用に供し得るか否かについて又は整備を行つた若しくは改造を行つた航空機とう載装備品について、それが実用に供し得るか否かについて行う確認（以下「整備」という。）

第2章 航空従事者技能証明

(航空従事者技能証明)

第3条 防衛大臣は、航空業務を行おうとする隊員に対して、防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）の上申に基づき、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

2 固定翼航空機（LR-1及びLR-2（以下「連絡用航空機」という。）を除く。）の操縦を行おうとする隊員に対して行う技能証明の種類は、高級操縦士、上級操縦士、操縦士及び新型機基本操縦士とし、連絡用航空機の操縦を行おうとする隊員に対して行う技能証明の種類は、上級L操縦士及びL操縦士とし、回転

翼航空機の操縦を行おうとする隊員に対して行う技能証明の種類は、上級H操縦士及びH操縦士とし、滑空機の操縦を行おうとする隊員に対して行う技能証明の種類は、G操縦士とする。

3 航法、通信、機上整備又は偵察等のいずれかを行おうとする隊員に対して行う技能証明の種類は、高級航空士、上級航空士及び航空士とする。

4 整備を行おうとする隊員に対して行う技能証明は、整備士とする。

5 前3項の技能証明を行うための条件は、それぞれ別紙第1に定めるところによる。

(航空機及び航空業務の限定)

第4条 防衛大臣は、隊員に対して高級操縦士、上級操縦士、操縦士又は新型機基本操縦士の技能証明を行うに当たっては、その者の技能に応じ、その者の乗り組むことができる航空機の種類、等級及び型式の限定を行うほか、新型機基本操縦士の技能証明を行うに当たっては、その者の従事することができる航空業務の限定を行うものとする。

2 防衛大臣は、隊員に対して高級航空士、上級航空士又は航空士の技能証明を行うにあつては、その者の技能に応じ、航法、通信、機上整備又は偵察等のうちでその者の従事することができる航空業務の限定を行い、機上整備に限定された者についてはその者の乗り組むことができる航空機の種類、等級及び型式の限定を行う。

3 防衛大臣は、隊員に対して、整備士の技能証明を行おうにあつては、その者の技能に応じ、その者の従事することができる整備の種類を限定を行う。

4 本条において、航空機の種類はターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機、プロペラ推進を主とする固定翼航空機、連絡用航空機及び回転翼航空機とし、航空機の等級は、陸上多発機、陸上単発機、水上多発機及び水上単発機とし、航空機の型式は、重量30トン以上の航空機及び重量30トン未満の航空機とし、整備の種類は一般整備、特殊整備及びとう載装備品整備とする。

5 防衛大臣は限定を行つた後において、その限定を受けた隊員が新たに防衛大臣の指定する教育課程若しくは講習を修了し又は試験に合格した場合には、幕僚長等の上申に基づき、その限定事項を拡大する。

(航空従事者技能証明書)

第5条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、技能証明を受けた隊員（以下「航空従事者」という。）に対して航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）を交付する。

2 技能証明書には前条の規定により限定された事項が、記載されなければならない。

3 技能証明書の様式は、別紙第2に定めるところによる。

(航空業務に従事することができる者)

第6条 航空業務は、当該航空業務にかかるとする技能証明を有する航空従事者でなければ行つてはならない。ただし、操縦に従事することができる航空従事者（新型機基本操縦士を除く。）は、航空機に乗り組んでいる間、全ての航空業務を行うことができるものとし、随時航空機に乗り組んで航空業務に従事する職務は、航空従事者であつて、別に定める適性及び身体基準に合致している者に対し、これを命ぜらるものとする。

2 航空従事者は、航空業務を行う場合には第4条に規定する限定に従わなければならない。

3 航空業務に関する技能の習得を命ぜられている隊員は前2項の規定にかかわらず、当該業務の教育訓練に従事する者の指導下において、それぞれ指定された航空業務を行うことができる。

第3章 計器飛行証明

(計器飛行証明)

第7条 防衛大臣は、操縦に従事することができる航空従事者のうち計器飛行（航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器のみに依存して行う操縦をいう。以下同じ。）を行おうとする者に対しては、幕僚長等の上申に基づき計器飛行証明を行う。

2 計器飛行証明の種類は、計器飛行証明（白）及び計器飛行証明（緑）とする。

3 前項の計器飛行証明を行うための条件は、それぞれ別紙第3に定めるところによる。

(計器飛行証明の有効期間)

第8条 計器飛行証明の有効期間は、1年とする。ただし、幕僚長等は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、その期間の特例を定めることができる。

(計器飛行証明書)

第9条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、計器飛行

証明を受けた航空従事者に対して計器飛行証明書を交付する。

2 計器飛行証明書には前条の規定による計器飛行証明の有効期間が、記載されなければならない。

3 計器飛行証明書の様式は別紙第4に定めるところによる。

(計器飛行を行うことができる者)

第10条 計器飛行証明を有する航空従事者でなければ計器飛行を行ってはならない。

2 計器飛行に関する技能の習得を命ぜられている隊員は、前項の規定にかかわらず、計器飛行の教育訓練に従事する者の指導下において、計器飛行を行うことができる。

第4章 雑則

(技能証明及び計器飛行証明の取消等)

第11条 防衛大臣は、航空従事者が次の各号の1に該当した場合において必要があると認めるときは、その者に対して行つた技能証明若しくは計器飛行証明又はその双方を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その効力を停止する。

(1) 航空関係の諸規定に違反する行為を行つた場合

(2) その者が従事することができる航空業務を行うにあたり、非行又は重大な過失があつた場合

2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上必要があるときは、従前行つた技能証明若しくは限定を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する。

3 航空従事者が同一系統に属する上位の技能証明又は上位の計器飛行証明を受けることとなつた場合には、現に有する技能証明又は計器飛行証明は、その際効力を失う。

4 操縦に従事することができる航空従事者が丙種航空無線通信士以上の資格を有しないこととなつたときは、その者の有する操縦に関する技能証明は、その際効力を失う。

5 通信に従事することができる航空従事者が丙種航空無線通信士以上の資格を有しないこととなつたときは、通信にかかるとし、その者が通信のみに航空業務を限定されているときは、その者の有する高級航空士、上級航空士又は航空士の技能証明は、その際効力を失う。

6 高級操縦士又は上級操縦士の技能証明を有する航空

従事者が、計器飛行証明（緑）を失つて計器飛行証明（白）を有することとなつた場合においても、その者の有する高級操縦士又は上級操縦士の技能証明は効力を失わないものとし、それらのいずれの計器飛行証明をも有しないこととなつた場合は、その際その者が有する高級操縦士又は上級操縦士の技能証明は効力を失い、かつ、その際その者に対して同一の限定事項をもつて操縦士の技能証明が行われたものとみなす。

7 幕僚長等は、所属の航空従事者が第1項各号に掲げる場合の1に該当したとき及び自衛隊の任務遂行上従前つた技能証明若しくは限定を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する必要があると認めたときは、すみやかに事情を具して防衛大臣に報告しなければならない。

8 防衛大臣は、第1項の規定により技能証明若しくは計器飛行証明又はその双方の取消を行つた隊員に対しては、当該取消の日から2年の期間内においては、当該取消にかかる技能証明及び計器飛行証明を行わない。（技能証明書及び計器飛行証明書の再交付等）

第12条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、航空従事者が技能証明書又は計器飛行証明書を亡失し、又は使用にたえない程度に汚損若しくは破損した場合には、再交付を行う。

2 航空従事者の氏名又は階級の変更、限定事項の拡大その他技能証明書又は計器飛行証明書の記載事項に異動があつた場合には、当該記載事項に基いて技能証明書又は計器飛行証明書を訂正し、又は再交付を行う。

3 前2項の規定により再交付を行う場合には、亡失した場合を除き、従前の技能証明書又は計器飛行証明書とひきかえに行うものとする。

（技能証明書及び計器飛行証明書の返還）

第13条 航空従事者は、次の各号の1に該当したときは、その際技能証明書若しくは計器飛行証明書又はその双方を返還しなければならない。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定により技能証明若しくは計器飛行証明又はその双方を取り消された場合

(2) 第11条第6項の規定により高級操縦士又は上級操縦士の技能証明がその効力を失つた場合

（上申の記録）

第14条 幕僚長等は、第3条第1項、第4条第5項及び

第7条第1項の上申をするため所属の隊員の飛行時間等の記録に関し必要な事項を定めなければならない。
(委任規定)

第15条 この訓令の実施に関して必要な事項は、幕僚長等があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和30年4月1日から施行する。
- 2 別紙第1中操縦士、L操縦士及びH操縦士については、昭和30年5月30日までの間は、それぞれの項の(4)に掲げる条件を欠くことができる。
- 3 昭和32年3月31日までの間においては、長官は、必要があると認めるときは、T-34の操縦を行おうとする隊員に対し、その者がこの訓令の規定により操縦士の技能証明を受ける日の前日まで又は昭和31年3月31日までのいずれか早い日までを有効期限として仮に操縦士の技能証明を行うものとする。この場合においては、技能証明書の上に朱字をもつて「仮」と記載するものとする。

附 則 (昭和30年10月17日庁訓第68号)

- 1 この訓令は、昭和30年8月1日から適用する。
- 2 この訓令適用の際技能証明において乗り組むことができる航空機の種類として固定翼航空機に限定されていた航空従事者は、その際にさかのぼってジェット機関固定翼航空機及び往復機関固定翼航空機に限定された場合を除き、その際往復機関固定翼航空機に限定されたものとみなす。
- 3 昭和30年8月1日以後同年10月16日以前に乗り組むことができる航空機の種類として、ジェット機関固定翼航空機に限定された技能証明を有しない航空従事者が、当該航空機により航空業務を行つた場合については、第6条の規定には適用しない。

附 則 (昭和31年4月16日庁訓第21号)

この訓令は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則 (昭和31年10月25日庁訓第60号)

この訓令は、昭和31年10月25日から施行する。

附 則 (昭和40年3月30日庁訓第21号)

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第4条の規定に基づきジェット機関固定翼航空機と限定された者又は往復機関固定

翼航空機に限定された者についてのこの訓令による改正後の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の適用については、噴射推進を主とする固定翼航空機又はプロペラ推進を主とする固定翼航空機にそれぞれ限定されたものとみなす。

- 附則（昭和42年8月4日庁訓第19号）
- 1 この訓令は、昭和42年8月4日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第4条の規定に基づき噴射推進を主とする固定翼航空機に限定された者についてのこの訓令による改正後の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の適用については、ターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機に限定されたものとみなす。

附則（昭和52年11月14日庁訓第37号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附則（平成5年3月23日庁訓第7号）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている第1条の改正規定に係る改正前の様式による技能証明書は、改正後の様式による技能証明書とみなす。

- 3 この訓令の施行の際現に存する第1条、第3条及び第12条の改正規定に係る改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成6年11月8日庁訓第57号）

この訓令は、平成6年11月16日から施行する。

附則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附則（平成14年3月18日庁訓第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
附 則 (平成27年12月10日省訓第54号) (抄)

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、平成27年12月10日から施行する。

(航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の一部改正)

- 第2条 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「自衛隊の使用する航空機(以下本則中において「航空機」という。)」を「航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機であつて、自衛隊の使用するものをいう。以下本則において同じ。)」に改める。

別紙第1第1項第1号中「航空機」の次に「(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。)」を加える。

別紙第1第3項第2号中「(昭和27年法律第231号)」を削る。

附 則 (平成30年6月25日省訓第34号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年6月25日から施行する。

(乗員の範囲等に関する訓令の一部改正)

- 2 乗員の範囲等に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「別紙第1第5項各号」を「別紙第1第6項各号」に改め、同項第3号中「別紙第1第7項各号」を「別紙第1第8項各号」に改め、同項第4号中「別紙第1第11項各号」を「別紙第1第12項各号」に改める。

附 則 (令和2年9月30日省訓第59号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

別紙第1

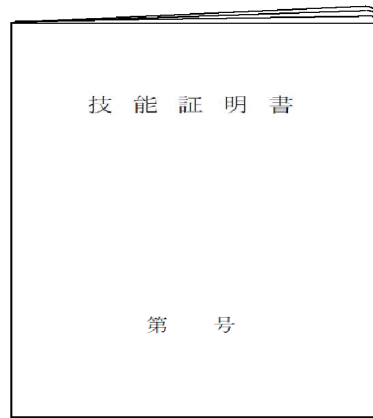
- 1 高級操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
 - (1) 操縦に関する技能証明を有していた期間、操縦について技能の習得を命ぜられていた期間及び防衛大臣が指定する機関における航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。）の操縦又は操縦に関する技能の習得を本務とする者（以下「操縦員」という。）であつた期間の合計（以下「操縦期間」という。）が、15年以上であること。
 - (2) 自衛隊及び前号に規定する防衛大臣の指定する機関（以下「自衛隊等」という。）における操縦又は操縦に関する技能の習得を行う者としての飛行時間（計器飛行のための航法用装備を有しない航空機による飛行時間を除く。）が、3000時間以上であること。
 - (3) 計器飛行証明（緑）を有すること。
 - (4) 別に定める身体検査に合格すること。
 - (5) 上級操縦士技能証明を有すること。
 - (6) 自衛官にあつては、2等陸佐、2等海佐又は2等空佐以上の階級にあること。
- 2 上級操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
 - (1) 操縦期間が、7年以上であること。
 - (2) 自衛隊等における操縦又は操縦に関する技能の習得を行う者としての飛行時間（計器飛行のための航法用装備を有しない航空機による飛行時間を除く。）が、2000時間以上であること。
 - (3) 計器飛行証明（緑）を有すること。
 - (4) 別に定める身体検査に合格すること。
 - (5) 操縦士技能証明を有すること。
- 3 操縦士としての資格は、丙種航空無線通信士以上の資格を有し、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。
 - (1) 自衛隊における航空機（連絡用航空機、回転翼航空機及び滑空機を除く。）の正規操縦教育課程を修了すること。
 - (2) 航空法第24条に掲げる定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。

- (3) 航空機の操縦について経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- 4 新型機基本操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
- (1) 高級操縦士、上級操縦士又は操縦士の技能証明を有すること。
- (2) 戦闘機の正規操縦教育課程を修了していること。
- (3) 防衛大臣の指定する試験に合格すること。
- 5 上級L操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
- (1) 操縦期間が、7年以上であること。
- (2) 自衛隊等における固定翼航空機の操縦又は操縦に関する技能の習得を行う者としての飛行時間が、1500時間以上であること。
- (3) 別に定める身体検査に合格すること。
- (4) L操縦士技能証明を有すること。
- 6 L操縦士としての資格は、丙種航空無線通信士以上の資格を有し、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。
- (1) 自衛隊における連絡用航空機の正規操縦教育課程を修了すること。
- (2) 航空法第24条に掲げる定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- (3) 航空機の操縦について経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- 7 上級H操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
- (1) H操縦士の技能証明を有していた期間、回転翼航空機の操縦について技能の習得を命ぜられていた期間及び第1項第1号に規定する防衛大臣が指定する機関における回転翼航空機の操縦員であった期間の合計が、7年以上であること。
- (2) 自衛隊等における回転翼航空機の操縦又は操縦に関する技能の習得を行う者としての飛行時間が、1500時間以上であること。
- (3) 別に定める身体検査に合格すること。
- (4) H操縦士技能証明を有すること。
- 8 H操縦士としての資格は、丙種航空無線通信士以上の資格を有し、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。

- (1) 自衛隊における回転翼航空機の正規操縦教育課程を修了すること。
 - (2) 航空法第24条に掲げる定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
 - (3) 航空機の操縦について経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- 9 G操縦士としての資格は、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。
- (1) 自衛隊における滑空機の正規操縦教育課程を修了すること。
 - (2) 航空法第24条に掲げる事業用操縦士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
 - (3) 航空機の操縦について経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- 10 高級航空士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
- (1) 高級航空士、上級航空士又は航空士の技能証明を有していた期間、航法、通信、機上整備又は偵察等について技能の習得を命ぜられていた期間及び第1項第1号に規定する防衛大臣が指定する機関における航法、通信、機上整備若しくは偵察等又はこれらに関する技能の習得を本務とする者（以下「航空士等」という。）であつた期間の合計（以下「航空士等勤務期間」という。）が、15年以上であること。
 - (2) 自衛隊等における航法、通信、機上整備若しくは偵察等又はこれらに関する技能の習得を行う者としての飛行時間が、3000時間以上であること。
 - (3) 別に定める身体検査に合格すること。
 - (4) 上級航空士技能証明を有すること。
 - (5) 自衛官にあつては、2等陸佐、2等海佐又は2等空佐以上の階級にあること。
- 11 上級航空士としての資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
- (1) 航空士等勤務期間が7年以上であること。
 - (2) 自衛隊等における航法、通信、機上整備若しくは偵察等又はこれらに関する技能の習得を行う者としての飛行時間が、2000時間以上であること。
 - (3) 別に定める身体検査に合格すること。

- (4) 航空士技能証明を有すること。
- 12 航空士としての資格は、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。ただし、通信を行う者については、丙種航空無線通信士以上の資格を有していなければならない。
- (1) 自衛隊における航空士の正規教育課程を修了すること。
- (2) 航空法第24条に掲げる1等航空士、2等航空士、航空機関士又は航空通信士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- (3) 航法、通信、機上整備又は偵察等について必要な経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- 13 整備士としての資格は、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。
- (1) 自衛隊における整備士の正規教育課程を修了し、かつ、所要の実務経験期間を経過すること。
- (2) 航空法第24条に掲げる1等航空整備士又は2等航空整備士の技能証明を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。
- (3) 整備士について必要な経験を有し、かつ、防衛大臣の指定する講習を修了すること。

別紙第 2



表紙

1ページ		2ページ																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">階 級</th> <th style="width: 80%;">氏 名</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 生</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ ○ であることを証明する。 年 月 日 防 衛 大 臣 印</p> <p style="text-align: right;">交付 者 氏 名</p>	階 級	氏 名			年 月 日 生		<p style="text-align: center;">教 育 課 程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">課 程 名</th> <th style="width: 30%;">終 了 年 月 日</th> </tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">限 定 事 項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>年 限</th> <th>注 意</th> <th>習 得 日 数</th> <th>課 時 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	課 程 名	終 了 年 月 日									種 別	年 限	注 意	習 得 日 数	課 時 数	備 考																		
階 級	氏 名																																								
年 月 日 生																																									
課 程 名	終 了 年 月 日																																								
種 別	年 限	注 意	習 得 日 数	課 時 数	備 考																																				
<p style="text-align: center;">3ページ</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; padding: 5px;">備考:</div>	<p style="text-align: center;">4ページ</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>																																								

別紙第3

- 1 計器飛行証明（緑）の資格は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に与える。
 - (1) 防衛大臣の行う計器飛行証明試験又はこれに相当するものとして防衛大臣の指定する計器飛行証明試験に合格すること。
 - (2) 自衛隊の使用する航空機の正操縦者として行った飛行時間のうち計器飛行を行った飛行時間（以下「計器飛行時間」という。）が、100時間以上であること。
 - (3) 前号の規定による計器飛行時間のうち天候による計器飛行時間が、50時間以上であること。
 - (4) 第2号の規定による計器飛行時間のうち少くとも25時間は第1号に規定する計器飛行証明試験の日（以下「試験日」という。）から過去1年の期間内に行った計器飛行時間であること。
 - (5) 前号の規定による計器飛行時間のうち少くとも15時間は試験日から過去6月の期間内に行った計器飛行時間であること。
 - (6) 試験日から過去6月の期間内において、自隊隊の使用する航空機の正操縦者として、5回以上の計器進入を行つていること。この期間内において飛行訓練装置を用いて計器進入訓練を行つた場合は、4回まではその訓練をもつてこの号の規定による計器進入とみなす。
 - (7) 自衛隊等における航空機の操縦又は操縦に関する技能の習得を行う者としての飛行時間（計器飛行のための航法用装備を有しない航空機による飛行時間を除く。）が2000時間以上であること。
 - (8) 操縦期間が5年以上であること。
 - (9) 計器飛行証明（白）を有していること。
- 2 計器飛行証明（白）の資格は、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合に与える。
 - (1) 防衛大臣の指定する自衛隊における正規計器飛行教育課程又は講習を修了すること。
 - (2) 防衛大臣の行う計器飛行証明試験に合格すること。この試験は、試験日前過去6月の期間内に少くとも10時間の天候による又は訓練による計器飛行時間を有し、その期間内において正操縦者として5回以上計器進入（飛行訓練装置を用いて行う計器進入訓練を含む。）を行つていることを受験

の要件のうちを含むものとする。

- (3) 前号の規定による計器飛行証明試験に相当するものとして防衛大臣の指定する計器飛行証明試験に合格すること。

別紙第 4

表



計器飛行証明書

計器飛行の技能のあることを
証明する

年 月 日

防 衛 大 臣 印

所 属		階級	
氏 名			
技能証明			
有効期限		交付 漏印	

裏

下記について有効とする
記

無線航路標識	
R A N G E	
自動方位測定機	
A D F	
ロク型空中標	
L O O P	
海上管制着陸	
G C A	
計器着陸	
I L S	

備考 計器飛行証明（緑）の場合、緑地、計器飛行証明（白）の場合は、白地とする。